

三法人事業連携

介護職員初任者研修（通学）重要事項説明書

作成日 2026年 7月 1日

1. 研修事業者概要

事業者名	社会福祉法人 ヘルプ協会	
代表者名	理事長 田中 喜代子	
所在地	兵庫県伊丹市北園1丁目19番1	
事業者指定県民局	阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所 監査指導課 (TEL:0797-83-3140)	
事業者指定年月日	令和 6年 5月 21日	
事業者指定番号	24301	
基本財産・資本金	なし	
主な出資者・出資者とその金額	なし	
他の主な事業	1. 特別養護老人ホーム 2. 短期入所生活介護 3. 通所介護 4. 訪問介護 5. 居宅介護 6. 地域包括支援センター 7. 指定相談支援 8. グループホーム 9. 就労継続支援 B 型	
公益法人の場合の主務官庁	兵庫県 阪神北県民局	
介護員養成研修事業を開始した年月日	令和 8年 10月 5日	
過去に兵庫県内で実施した介護員養成研修の実績	20人	直近の講座開設日 令和6年9月4日

2. 研修の概要

研修の名称	三法人事業連携 介護職員初任者研修	
研修の課程	介護職員初任者研修課程	
通学・通信の別	通学	
研修指定県民局	阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所 監査指導課 (TEL:0797-83-3140)	
研修指定年月日	令和 8年 6月 16日	
指定番号	26-24301-01	
定 員	20名（5人以上で開講）	
受講資格	在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする方で、 伊丹市内及びその周辺の市に在住している方。	

研修の実施場所及び時間	講義・演習	<u>北村交流センター</u> 〒664-0891 兵庫県伊丹市北園 1 丁目 21-1 (9 4 時間) <u>オアシス千歳特別養護老人ホーム</u> 〒664-0851 兵庫県伊丹市中央 4 - 5 - 6 (3 2 時間)
	実習	別紙実習施設一覧の通り (1 4 時間)
研修の実施期間		令和 8 年 1 0 月 5 日～令和 9 年 1 月 2 2 日
補講の可否・条件等		講義・演習において、研修時間の概ね 1 割以内をやむを得ない事情で欠席した場合補講を行う。実習に関してはやむを得ない事情がない限り認めない。補講の日程等は研修期間内で相談の上決定する。
修了評価の時期		<u>修了評価日</u> 令和 9 年 1 月 2 2 日 修了評価にて、理解度の高い順に A・B・C・D の 4 区分とし、C 以上で評価基準を満たしたものと認定する。 A= 9 0 点以上、B= 8 0 点～8 9 点、C= 7 0 点～7 9 点 D= 7 0 点未満 (100 点が満点)
修了評価が評価基準に満たない場合の補講・再評価		補 講 令和 9 年 1 月 2 2 日 午後 再評価 令和 9 年 1 月 2 2 日 午後

3. 研修が実施できなくなった場合、代替りの研修を実施する事業者

事業者名	社会福祉法人ジェイエイ兵庫六甲福祉会	
代表者名	理事長 青山 昌宏	
所在地	兵庫県伊丹市中央 4 丁目 5 番 6 号	
基本財産・資本金	なし	
主な出資者・出資者とその金額	なし	
他の主な事業	1. 特別養護老人ホーム 2. 短期入居生活介護 3. 通所介護 4. 訪問介護 5. 居宅介護支援事業 6. 地域包括支援センター 7. グループホーム 8. 小規模多機能型居宅介護 9. 定期巡回型訪問看護、介護 10. サービス付高齢者向け住宅	
公益法人の場合の主務官庁	阪神北県民局	
介護養成研修事業を開始した年月日	令和 8 年 1 0 月 5 日	
過去に兵庫県内で実施した介護員養成研修の実績	初任者研修 2 0 名	直近の講座開設日 令和 6 年 9 月 4 日

過去に他府県で実施した 介護員養成研修の実績	なし
研修事業の継続が困難になったとき、 協力事業者が新たに受講料を徴収する 場合の上限金額	19,200円

4. 受講料

受講料の支払方法	支払方法	現金徴収または振込
	支払期限	受講決定通知の到着した日から開講日前日 までに、受講料を持参又は入金した方を受 講者とみなす。
受講料の額	30,000円（実習費・補講料・保険料を含む）	
教材費 その他必要な費用	教科書 8,400円（税込） 講義・演習・実習を行う施設までの往復交通費や、昼食は各自 準備すること。 ＊修了証明書の再発行の場合は、別途費用が発生します。	
合 計	38,400円	

5. 解約条件等

利用者からの解約の場合	研修開講前までの解約の場合は、教科書代を除く全額を返金 します。研修開始後の解約の場合は、受講料の返金はいたしま せん。
事業者からの解約の場合	（解約する場合） 他の受講者の受講を妨げる・講師・実習先の職員の指示に従わ ない・実習時サービス利用者に迷惑をかける等公序良俗に反す る行動により、受講継続が困難と判断した場合。 代理受講等不正行為をした場合。 （受講者への返金条件） 研修開始後は受講料の返金はいたしません。
	（事業者の都合で講座が継続できなくなった場合） 全額返金します。

6. 苦情・相談窓口

担当部署名	社会福祉法人 ヘルプ協会
担当者名	法人施設長 竹下 千晴
電話番号	072-777-0765
FAX 番号	072-777-0704

添付書類：1. カリキュラム
2. 講師一覧
3. 実施施設一覧

様

説明年月日 令和 8 年 月 日

説明者職名 社会福祉法人ヘルプ協会
法人施設長

説明者署名
